

## 高浜市ホームページバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市が管理し、及び公開するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、高浜市広告掲載実施規則（平成23年高浜市規則第 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 高浜市が管理し、及び公開するホームページで、アドレスが <http://www.city.takahama.lg.jp/> で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は市ホームページトップページの下部とし、当該掲載位置における配置については、危機管理グループが決定するものとする。

- 2 広告の掲載できる枠数は、10枠とする。
- 3 広告掲載を希望する者の数が募集する広告掲載の枠数を超えたときは、次の表に定める順位により広告掲載をするものを決定し、それによっても決定しない場合はくじにより決定する。

優先順位	対 象
第1順位	市内に事業所、営業所又は事務所を有する者
第2順位	広告掲載希望月数の多い者

(規格)

第4条 バナー広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル×横120ピクセル
形式	G I F（アニメ不可、透過G I F不可）又はJ P E G
データ容量	5 K B以下

その他

画像のスライス（分割）不可

- 2 次の各号に掲げる表記又は構造は禁止する。
- (1) 動画、アニメーション等により画像が変化するもの
  - (2) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
  - (3) アラートマーク等により警告、注意等を発しているように誤解を与えるもの
  - (4) ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等により選択、入力又は当該バナー広告の下に選択肢があるような誤解を与えるもの
- (バナー広告等の内容)

第5条 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、市の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれのないもので、市民生活の利益に資するものとする。

- 2 市長は、高浜市広告掲載実施基準（平成23年4月1日施行。以下「基準」という。）第3条から第5条までに規定する広告に該当するときは、その掲載を拒否することができる。
- (広告掲載期間)

第6条 バナー広告を掲載する期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する翌月の初日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が高浜市の休日を定める条例（平成元年高浜市条例第33号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日にバナー広告を更新するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、掲載開始日の10日前までに全納するものとし、広告の掲載枠1枠当たりの広告掲載料は次の表のとおりとする。

区分	広告掲載料
月額	10,000円
年額	100,000円

(掲載の申込み)

第8条 市ホームページに広告掲載をしようとする者は、高浜市バナー広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)、広告図案及び第4条に規定する形式の広告原稿データを、広告掲載の開始を希望する日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載をすることができる場合において、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項の規定に反すると判断した場合

(2) 規則第6条の規定に該当する場合

2 市長は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、高浜市バナー広告掲載取消通知書(様式第2)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、広告掲載料の還付は行わないものとする。

(広告掲載申込内容等の変更)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、高浜市バナー広告掲載申込内容変更届(様式第3)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替える場合

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更する場合

(3) 前2号に規定するもののほか、申込書、広告図案等の記載内容に変更があった場合

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げると

きは、高浜市バナー広告掲載取下げ申出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出書を受理した場合において、納付済の広告掲載料は還付しないものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（庶務）

第14条 バナー広告の掲載に関する庶務は、危機管理グループにおいて処理する。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページのバナー広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。